

## 公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 増 田 有 貴

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

### 1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

#### (1) 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気

件 名	規格	履行場所	履行期間	入札日時	入札場所
陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気 (再生可能エネルギー比率 <b>100%</b> )	仕様書のとおり	陸上自衛隊桂駐屯地	令和6年4月1日(月)0000 ～ 令和7年3月31日(月)2400	令和6年2月16日(火)1000	陸上自衛隊桂駐屯地本部庁舎1F多目的室

#### (2) 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気

件 名	規格	履行場所	履行期間	入札日時	入札場所
陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気 (再生可能エネルギー比率 <b>100%</b> )	仕様書のとおり	陸上自衛隊桂駐屯地	令和6年4月1日(月)0000 ～ 令和7年3月31日(月)2400	令和6年2月16日(火)1000	陸上自衛隊桂駐屯地本部庁舎1F多目的室

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、『C等級』以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1 (1) 及び1 (2) のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、1 (1) エ及び1 (2) エの入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率 (%) を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

### **3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等**

#### **(1) 入札参加希望者の書類提出**

入札参加希望者は、2 (5) 及び2 (1 2) に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書 (様式別途掲示) を提出すること。

#### **(2) 提出方法**

持参、郵送又はインターネットメール (FAX不可)

#### **(3) 提出期限**

令和5年2月7日 (水) 17時00分

#### 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月9日 (金) 1700までに書面 (メール又はFAX) により入札参加希望者に回答する。

#### 5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部会計課において令和6年1月18日 (木) から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX・電子メール等でも配布する。  
(土曜・日曜・祝日を除く08:30~17:00)
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。  
(FAX可)

#### 6 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

#### 7 保証金等に関する事項

##### (1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

##### (2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 8 入札方法及び落札の決定

##### **(1) 落札決定方式**

1 (1) 及び1 (2) を合計した予定総価

(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)

- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価 (基本料金単価) 及び使用電力量に対する単価 (電力量料金単価) を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)
- ※入札書の作成においては、「11 その他(7)」で示す要領に確実に従うこと。

## 9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。  
大まかな方針は以下の通り

- ・本入札は令和6年度本予算（暫定予算を含む。）成立を前提とする。
- ・契約締結日は令和6年4月1日を基準とする。

## 11 その他

- (1) **郵便入札は、令和5年2月16日（金）09時00分必着分までを有効とする。**入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も同時に送付すること（細部は11(7)による）。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部会計課で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。
- (6) 初度入札で落札した場合の再度入札書に関しては、開封することなく返送する。
- (7) 入札書に関しては、1(1)及び(2)の各入札案件ごと、それぞれの案件名（または仕様書名）、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1(1)及び(2)の再度入札への入札を希望する場合は、案件名（または仕様書名）、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。郵便入札による場合は、これら個別の封筒を一括封緘する外封筒を作成し、下記担当者宛に送付することとする。

### (8) 問い合わせ先

〒615-8103 京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地

TEL：075-381-2125 FAX：075-381-8881（直通）

#### ア 入札及び契約手続き等に関する事項

桂支処総務部会計課 担当：新谷（しんたに）（内線341）

#### イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

桂支処総務部管理課 担当：岡田（内線382）

本公告は、陸上自衛隊桂駐屯地 桂支処会計課 掲示板

陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ

陸上自衛隊関西補給処調達会計部 掲示板に掲示している。

# 仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）  
京都府京都市南区久世高田町336番地
- (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 契約受電設備	1,745KVA
キ 蓄熱負荷設備の有無	有
a (設備容量 50,565KVA)	
b 蓄熱計量設備	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力 550KW

（過去3年間の月別最大電力負荷曲線は資料1のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料2のとおりとする。）

イ 予定電力使用量 2,221,000KWH

（月別の予定電力使用量は、別紙1・2のとおり）

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。」

（参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>)）

なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

（参照：付紙第3及び第4 提出様式例）

- (4) 契約期間

自 令和 6年 4月 1日 0時

至 令和 7年 3月31日 24時

## (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
エネゲート	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	TP3E8-R
交流三相3線式	110ボルト5アンペア60ヘルツ
計器定数	1,000パルス/キロワット秒
	1,000パルス/キロバール秒
パルス定数	50,000パルス/キロワット時

## (6) 需給地点

構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

## (7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

## (8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

## 3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー75KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備500KVA1台を有している。  
常用発電設備として  
太陽光発電設備  
(電圧0.2KV 電池出力3.33KW パワーコンディショナ容量10KW 1台  
電圧0.2KV 電池出力0.265KW パワーコンディショナ容量4KW 1台  
いずれも系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引または割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力をを減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

月別予定事務所使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	昼間使用電力量 (KWH)	夜間使用電力量 (KWH)	重負荷電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	119,000	68,000	51,000		100%	240	
5	121,000	64,000	57,000		100%	280	
6	191,000	122,000	69,000		100%	480	
7	246,000	65,000	103,000	78,000	100%	530	
8	254,000	69,000	103,000	82,000	100%	550	
9	232,000	61,000	99,000	72,000	100%	530	
10	151,000	87,000	64,000		100%	390	
11	138,000	78,000	60,000		100%	350	
12	188,000	105,000	83,000		100%	400	
1	210,000	111,000	99,000		100%	470	
2	190,000	104,000	86,000		100%	450	
3	181,000	106,000	75,000		100%	420	
合計	2,221,000	1,040,000	949,000	232,000	100%		

(備考)

※時間帯区分は、次のとおりとする。

※重負荷時間電力量 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日10時から17時までの時間で使用する電力量。  
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間での使用する電力量を除く。

※昼間時間電力量 毎日8時から22時までの時間で使用する電力量。  
ただし、重負荷時間および、以下の「休日等」に定める日の時間の使用電力量を除く。

※夜間時間電力量 重負荷時間、昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※休日等 休日等とは、次の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日

月別予定事務所使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	平日使用電力量 (KWH)	休日使用電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	119,000	87,000	32,000	100%	240	
5	121,000	73,000	48,000	100%	280	
6	191,000	151,000	40,000	100%	480	
7	246,000	180,000	66,000	100%	530	
8	254,000	178,000	76,000	100%	550	
9	232,000	170,000	62,000	100%	530	
10	151,000	117,000	34,000	100%	390	
11	138,000	104,000	34,000	100%	350	
12	188,000	141,000	47,000	100%	400	
1	210,000	147,000	63,000	100%	470	
2	190,000	135,000	55,000	100%	450	
3	181,000	126,700	54,300	100%	420	
合計	2,221,000	1,609,700	611,300	100%		

(備考)

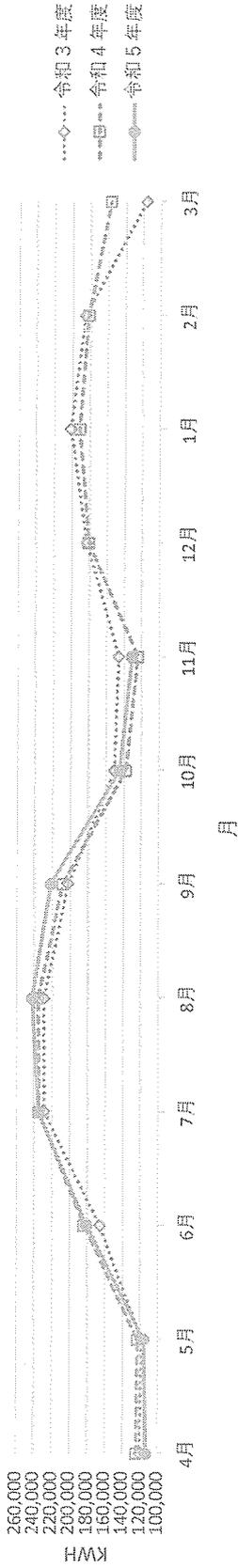
※休日使用電力量 休日扱いの日とは、次の日とする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

※平日使用電力量 休日以外の日をいう。

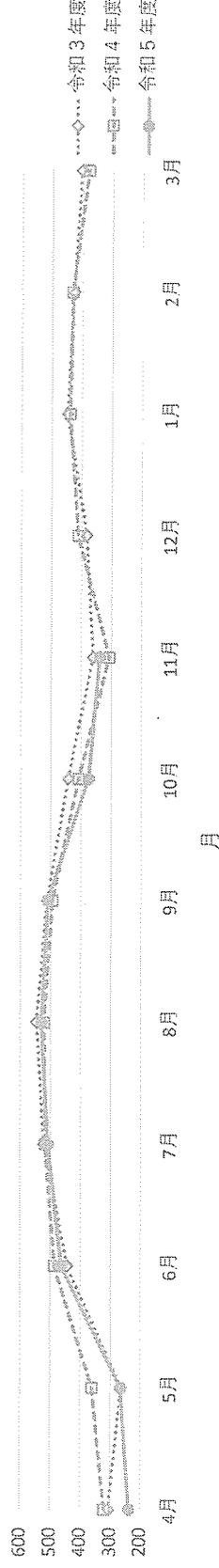
陸上自衛隊桂駐屯地（事務所用）月別電力使用状況

月別使用電力量



電力使用量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	(KWH)	120,268	117,877	165,793	228,520	228,896	201,869	150,157	145,571	182,494	201,120	185,164	115,796
令和4年度	(KWH)	123,813	122,393	183,503	234,425	235,306	208,250	137,378	124,050	180,375	191,093	181,559	156,393
令和5年度	(KWH)	113,007	115,450	180,681	234,599	242,003	221,443	144,190	130,805				

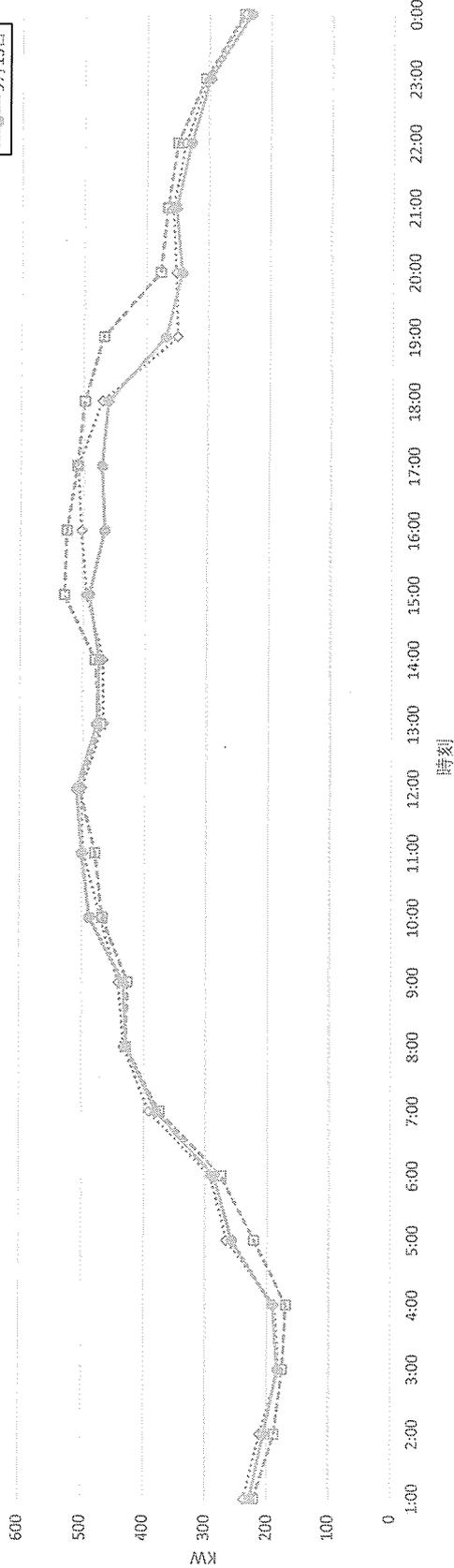
月別最大電力負荷曲線



当月最大電力	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	(KVA)	306	264	444	521	545	510	442	360	382	448	426	402
令和4年度	(KVA)	320	361	486	516	521	493	407	307	410	439	431	378
令和5年度	(KVA)	237	266	463	508	528	508	374	338				

令和5年度 桂駐屯地（事務所用）夏季月別最大電力発生日 時間帯別電力負荷曲線

◇ 7月27日  
 □ 8月2日  
 ○ 9月15日



令和5年度 夏季月別最大電力発生日 時間帯別最大電力 (KW)

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
7月27日	237	211	180	187	265	291	392	432	441	470	498	501	466	467	494	502	508	470	349	352	357	337	301	241
8月2日	221	188	174	168	221	274	375	429	426	467	479	504	471	480	529	525	509	498	468	377	366	350	305	243
9月15日	227	205	183	191	257	286	380	428	433	488	500	508	477	473	490	465	470	460	368	342	352	328	297	231

# 仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）  
京都府京都市南区久世高田町336番地
- (3) 業種及び用途 官公庁（整備工場）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 契約受電設備	2,790KVA
キ 蓄熱負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力	470KW
（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）	
（過去3年間の月別最大電力負荷曲線は資料1のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料2のとおりとする。）	
イ 予定電力使用量	956,000KWH
（月別の予定電力使用量は、別紙1・2のとおり）	

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。」
（参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第2 Going100% - RE100 ( <a href="http://there100.org/going-100">http://there100.org/going-100</a> )）
なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。
（参照：付紙第3及び第4 提出様式例）

- (4) 契約期間

自	令和	6年	4月	1日	0時
至	令和	7年	3月	31日	24時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
大崎電気工業	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	AP3EP-R
交流三相3線式	110ボルト5アンペア60ヘルツ
計器定数	1,000パルス/キロワット秒
	1,000パルス/キロバール秒
パルス定数	50,000パルス/キロワット時

(6) 需給地点  
構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ

### 3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー100KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 常用発電設備として  
太陽光発電設備  
(電圧0.2KV 電池出力0.22KW パワーコンディショナ容量4KW 1台  
系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引又は割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

月別予定工場使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	昼間使用電力量 (KWH)	夜間使用電力量 (KWH)	重負荷電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	53,000	41,000	12,000		100%	260	
5	53,000	37,000	16,000		100%	250	
6	77,000	60,000	17,000		100%	410	
7	101,000	25,000	23,000	53,000	100%	460	
8	96,000	25,000	21,000	50,000	100%	470	
9	98,000	24,000	23,000	51,000	100%	440	
10	57,000	40,000	17,000		100%	300	
11	57,000	40,000	17,000		100%	270	
12	87,000	61,000	26,000		100%	350	
1	95,000	66,000	29,000		100%	410	
2	95,000	65,000	30,000		100%	370	
3	87,000	64,000	23,000		100%	340	
合計	956,000	548,000	254,000	154,000	100%		

(備考)

※時間帯区分は、次のとおりとする。

※重負荷時間電力量 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日10時から17時までの時間で使用する電力量。  
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間での使用する電力量を除く。

※昼間時間電力量 毎日8時から22時までの時間で使用する電力量。  
ただし、重負荷時間および、以下の「休日等」に定める日の時間の使用電力量を除く。

※夜間時間電力量 重負荷時間、昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※休日等 休日等とは、次の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日

月別予定工場使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	平日使用電力量 (KWH)	休日使用電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	53,000	46,000	7,000	100%	260	
5	53,000	40,000	13,000	100%	250	
6	77,000	70,000	7,000	100%	410	
7	101,000	92,000	9,000	100%	460	
8	96,000	84,000	12,000	100%	470	
9	98,000	87,000	11,000	100%	440	
10	57,000	51,000	6,000	100%	300	
11	57,000	49,000	8,000	100%	270	
12	87,000	76,000	11,000	100%	350	
1	95,000	82,000	13,000	100%	410	
2	95,000	84,000	11,000	100%	370	
3	87,000	77,000	10,000	100%	340	
合計	956,000	838,000	118,000	100%		

(備考)

※休日使用電力量

休日扱いの日とは、次の日とする。

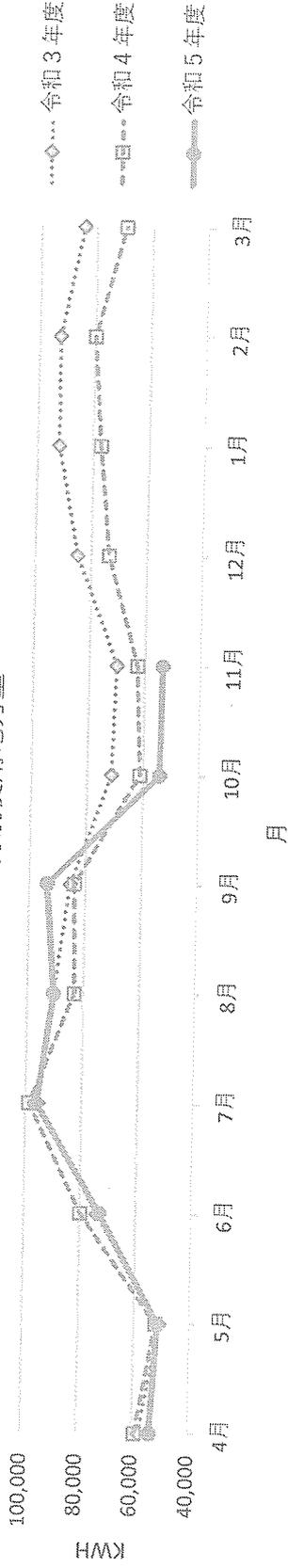
- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

※平日使用電力量

休日以外の日をいう。

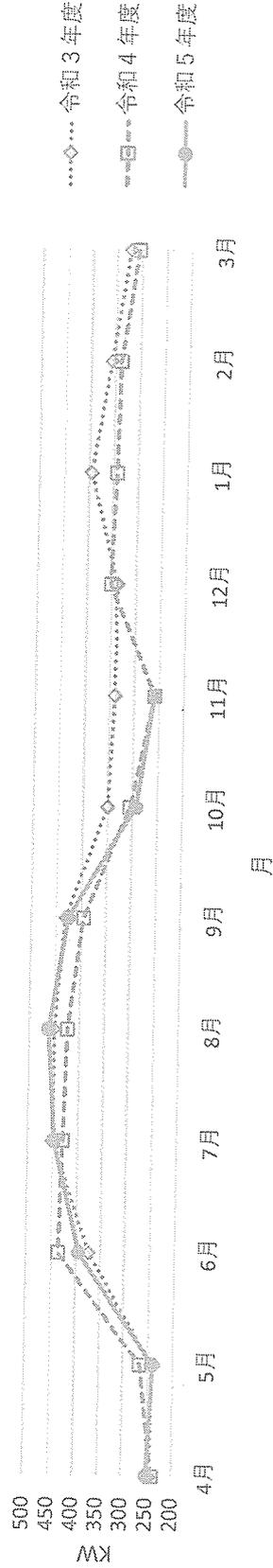
# 陸上自衛隊桂駐屯地（工場用）月別電力使用状況

月別使用電力量



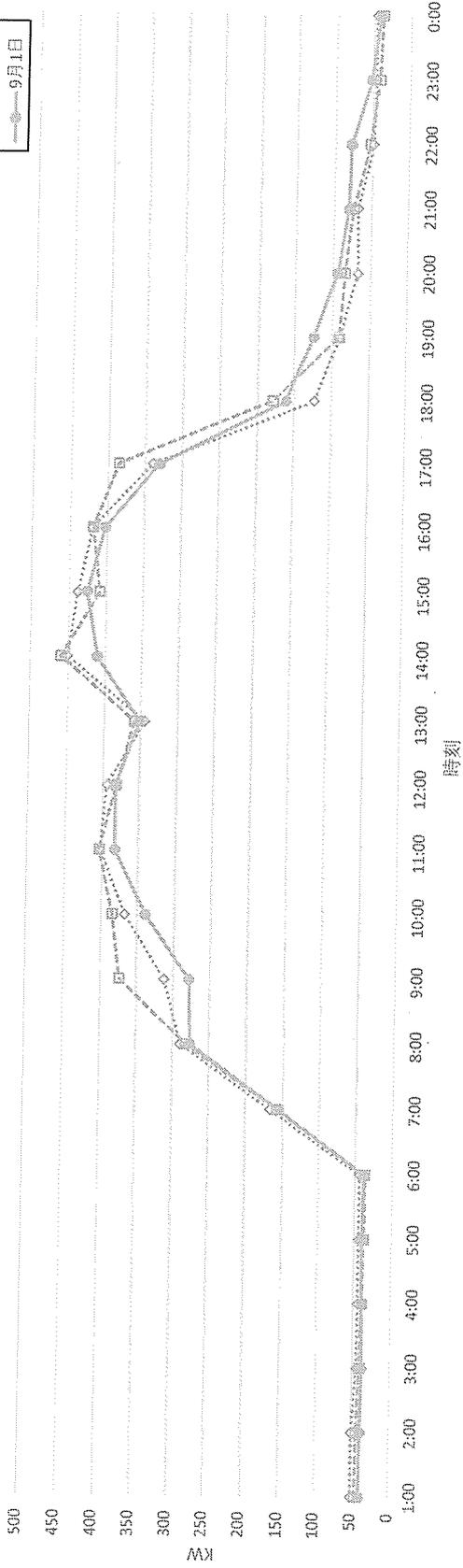
電力使用量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	(KWH)	57,570	50,410	73,779	95,369	90,533	85,102	70,946	69,669	84,665	92,108	92,256	84,245
令和4年度	(KWH)	58,873	51,895	79,582	98,637	83,058	83,683	60,781	62,404	73,297	76,990	79,731	69,114
令和5年度	(KWH)	53,576	51,174	72,710	95,954	90,410	93,461	53,838	53,292				

月別最大電力負荷曲線



当月最大電力	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	(KWH)	244	242	373	450	450	430	349	338	337	394	356	322
令和4年度	(KWH)	240	266	435	429	423	394	304	258	350	342	338	305
令和5年度	(KWH)	250	240	393	447	461	425	293	259				

令和5年度 桂駐屯地（工場用）夏季月別最大電力発生日 時間帯別電力負荷曲線



令和5年度 夏季月別最大電力発生日 時間帯別最大電力 (kW)

時刻	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
7月31日	50	50	45	44	44	44	167	289	312	367	402	394	344	450	438	419	339	123	90	67	68	48	46	46
8月2日	45	44	41	39	38	37	157	282	373	384	403	381	358	459	408	418	385	179	91	84	74	53	41	38
9月1日	40	39	38	39	40	38	156	276	278	339	382	382	351	410	425	402	330	161	125	94	80	78	52	41